

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について（技術的助言）

平成18年国土交通省告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第一本文ただし書の規定に基づき、指針第一に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法について、別添のとおり認定したので、通知する。この方法の運用にあたっては、下記の事項に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたい。

また、貴職におかれては、関係市町村及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対してもこの旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日における建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。以下同じ。）に適合するものであることを確認することについて

建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日における建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「新耐震基準」という。）に適合するものであることを確認することは、建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第1号又は第2号に掲げる建築物の耐震診断の方法と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法である。なお、新耐震基準のうち構造部材の耐久等に係る規定に適合するものであることの確認にあたっては、現地調査に基づき建築物の構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化の状況を直接確認した上で行うこと。

認定書

平成１８年国土交通省告示第１８４号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第一本文ただし書の規定に基づき、下の表の耐震診断の方法の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法を、指針第一に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力があるものと認める。この場合において、下の表の耐震診断の方法の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法は、対応する告示の規定の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法と同等以上の効力があるものとする。

平成２１年９月１日

国土交通大臣 金子 一義

表

耐震診断の方法	対応する告示の規定
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和５６年６月１日における建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認すること	指針第１第一号及び第二号